

10月から始まります

# 幼児教育・保育の無償化制度

1016436 図右下表参照

10月から国による幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・保育所・認定こども園などに通う主に3～5歳の児童の保育料が無償化されます。また、就学前の障害児の発達支援(障害児通園施設)の利用料についても無償化されます。



◆**無償化の対象** 利用する施設・事業、子どもの年齢、保育の必要性(就労している、病気や介護などで家庭保育ができない状況にあるなど)の有無により異なります(下図参照)。なお、保育料以外の実費(教材費、行事費、食材費など)は、無償化の対象にはなりません。

◆**必要な手続き** 認可施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園(新制度移行済))を利用している人は、保育料の無償化の手続きは不要です。認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事

業、病児保育事業、幼稚園などの預かり保育を利用している人は、保育の必要性がある場合のみ無償化の対象になりますので、保育の必要性の認定手続きが必要です。同認定の申請の受け付けは7月から開始しています。

同制度に関する各種問い合わせ先は下表のとおり。

| 内容                   | 問い合わせ先       | 電話番号        |
|----------------------|--------------|-------------|
| 保育の必要性の認定申請の手続き      | こども入所支援担当    | 6489 - 6369 |
| 認定こども園(1号認定子ども)※・幼稚園 | 幼稚園・高校企画推進担当 | 4950 - 5665 |
| 無償化給付の申請・請求手続き       | 保育管理課        | 6489 - 6159 |
| 認可外保育施設の届出           | 認可担当         | 6489 - 6253 |
| 障害児通園施設              | 北部障害者支援課     | 4950 - 0374 |
|                      | 南部障害者支援課     | 6415 - 6246 |
| 幼児教育・保育の無償化制度の概要     | 保育施策推進担当     | 6489 - 6158 |

※認定こども園(2・3号認定子ども)に関するお問い合わせはこども入所支援担当へ

## 保育の必要性がある場合

現在通っている施設や利用している事業は？

保育所、認定こども園(2・3号認定子ども)、地域型保育事業所

⇒ **【0～2歳児】** 住民税非課税世帯のみ保育料が無償(手続き不要)  
**【3～5歳児(※1)】** 保育料が無償(手続き不要)

認可外保育施設(※2)、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業

⇒ **【0～2歳児】** 住民税非課税世帯のみ保育料が月額4万2000円まで無償  
**【3～5歳児(※1)】** 保育料が月額3万7000円まで無償

認定こども園(1号認定子ども)、公立・私立幼稚園(新制度移行済(※3))

⇒ **【満3歳(3歳になった日)～5歳児】**  
保育料が無償(手続き不要)

私立幼稚園(新制度未移行(※3))

⇒ **【満3歳(3歳になった日)～5歳児】**  
保育料が月額2万5700円まで無償

さらに預かり保育を利用した場合

⇒ **【満3歳(3歳になった日から当該年度の3月31日まで)】** 住民税非課税世帯のみ預かり保育料が月額1万6300円まで無償※4  
**【3～5歳児(※1)】** 預かり保育料が月額1万1300円まで無償※4

## 保育の必要性がない場合

現在通っている施設は？

認定こども園(1号認定子ども)、公立・私立幼稚園(新制度移行済(※3))

⇒ **【満3歳(3歳になった日)～5歳児】** 保育料が無償(手続き不要)

私立幼稚園(新制度未移行(※3))

⇒ **【満3歳(3歳になった日)～5歳児】** 保育料が月額2万5700円まで無償

※1 「3～5歳児」とは満3歳になって初めての4月1日から3年間を指します ※2 認可外保育施設については設置の届け出などを行っている施設のみが無償化の対象になります ※3 新制度への移行・未移行については、各施設にお問い合わせください ※4 通園する園が預かり保育を実施していない場合などについては、預かり保育の利用料のほか、認可外保育施設の利用料なども無償化の対象になる場合があります